

「条例案の法制度上の問題点について」の指摘について

原発県民投票県民投票静岡 事務局次長・中村英一

■経過説明

- 3月 9日 県政記者室にて記者会見 その後、県自治行政課と懇談
以後、8月27日の署名簿提出まで、自治行政課と断続的に交渉を続ける
その過程で条例案を含む署名簿のあり方についても議論していた
- 4月27日 条例案を含む申請書類を県原子力安全対策課に提出
- 8月23日 原子力安全対策課と署名簿提出について打ち合わせ
- 8月27日 川勝県知事が定例記者会見で住民投票に賛意を表明
原子力安全対策課・杉浦課長に署名簿を提出
- 8月31日 法務文書課・市川課長、原子力安全対策課・杉浦課長、自治行政課・葦澤課長（職員外
6名）より「条例案の問題点」について、中村が単独で説明を受ける

■まとめ

- 1、 3月時点で、条例案は県（自治行政課）に提出していた
- 2、 4月27日時点で、条例案は県（原子力安全対策課）に正式に提出していた
- 3、 この6カ月間、原子力安全課と自治行政課とは、多くの県民の意思を法制度に則って、現実のものとするべく、丁寧な事前協議を積み重ねてきた
- 4、 その中で、今回のような条例案の問題点についての指摘は、一切なかった
- 5、 8月31日に初めて法務文書課と接し、問題点の指摘を受けることとなった
- 6、 しかし、その話し合いでは、「条例案の根幹に係る問題点」や「請求の意思に反する問題点」は存在していない旨を確認し、修正の方法も含めて意見交換をしていた
- 7、 従って、県民投票の実現に向けて、実務レベルでの段階に至ったものと理解していた
- 8、 問題が一部過大に報道され、県知事だけでなく当方も困惑している